

鶴岡市学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務 仕様書

1 業務名

鶴岡市学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務

2 業務目的

鶴岡市（以下「本市」という。）が実施する鶴岡市学校給食センター整備・運営事業については、設計、建設、維持管理、運営を一括で発注する DBO 方式を採用することとしている。本業務は、民間事業者（以下「事業者」という。）の募集から契約締結に至るまでの手続きを、円滑に進めるために市が支援を受けることを目的とする。

また、本業務の実施にあたっては、DBO 方式の発注及び契約管理に必要な知識・ノウハウを庁内に蓄積することを目的の一つとする。

3 業務内容

本業務内容は、下表のとおりとする。

No	項目	特記
1	前提条件の整理 ● 基本計画・既存資料の検証 ● 事業条件・業務範囲の整理 ● 給食サービス、施設・厨房・設備の検討支援 ● 需要変動・将来変化への対応検討	
2	実施方針、要求水準書（案）の作成支援等 ● 実施方針、要求水準書（案）の作成 ● 実施方針、要求水準書（案）への質問に対する回答支援 ● 説明会の運営支援 ● 個別対話①の運営支援	説明会は鶴岡市役所本庁舎を会場として実施。
3	VFM の再算定・精査	
4	特定事業の評価等 ● 特定事業の選定支援、評価 ● 特定事業公表に係る資料の作成支援	
5	事業者の募集支援等 ● 募集要領の作成 ● 入札説明書の作成 ● 落札者決定基準の作成	

No	項目	特記
	● 様式集の作成 ● 要求水準書の作成 ● 募集書類への質問に対する回答支援 ● 個別対話②、③の運営支援 ● 基本協定書（案）の作成 ● 契約書（案）及び契約別紙の作成（設計建設、維持管理・運営） ● 基本協定及び契約の締結に関する支援	
6	事業者の選定支援等 ● 事業者提案の審査支援 ● 事業者選定委員会（延べ5回程度）の運営支援 ● 審査結果に関する公表資料の作成支援 ● 財務審査	
7	契約の締結支援 ● 契約に関する民間事業者との調整 ● 弁護士による支援	
8	業務報告及び打合せ	
9	モニタリング基本計画（案）の作成	
10	発注者能力向上支援	

4 業務期間

契約締結日 から 令和10年3月31日 まで

5 関係法令

本業務は、本仕様書のほか、下記の関係法令等を遵守するものとする。

- (1) 鶴岡市契約に関する規則、鶴岡市財務規則
- (2) その他関係法令、規則等

6 疑義

本仕様書に記載及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協議の上、担当職員の指示に従うものとする。

なお、業務遂行上及び社会通念上必要とされる事項については、本仕様書に含まれるものとする。

7 配置技術者

本業務における管理技術者及び照査技術者は、以下の「必要とされる資格等」及び「類似業務での管理技術者としての実績」を満たす者とする。

- (1) 必要とされる資格等

- ① 技術士（総合技術監理部門「建設」、建設部門「建築」、「都市及び地方計画」又は「建設環境」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ② 博士（工学）
- ③ RCCM（「建築」又は「機械」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ④ 一級建築士

(2) 類似業務の管理技術者としての実績

- ① 国又は地方公共団体が発注した業務で、公告日までに完了した業務のうち、以下業務（元請け（共同企業体での受注を含む）として実施した業務であり、かつ管理技術者として従事した業務とする。）のいずれかにおいて 1 件以上の実績を有する者であることとする。
 - (ア)PPP/PFI 導入可能性調査業務
 - (イ)PPP/PFI アドバイザリー業務

8 業務委託料の支払について

原則として令和 9 年度の年度終了後の一括払とするが、プロポーザルにより優先交渉事業者決定後、協議により決定する。

9 業務スケジュール

本業務の想定スケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
令和 8 年 1 2 月	アドバイザリー業務委託契約
令和 9 年 2 月	第 1 回事業者選定委員会 実施方針、要求水準書（案）の審議
令和 9 年 3 月	実施方針、要求水準書（案）の公表 説明会の開催 質問・意見のとりまとめ、回答 個別対話の開催①
令和 9 年 4 月	第 2 回事業者選定委員会 特定事業の選定（VFM 再算定）の審議
令和 9 年 6 月	特定事業の選定の公表
令和 9 年 7 月	第 3 回事業者選定委員会 入札公告の審議
令和 9 年 7 月	入札公告 質問のとりまとめ、回答、提案書收受 個別対話の開催②、個別対話の開催③
令和 9 年 9 月	第 4 回事業者選定委員会

日程	内容
	提案書の内容確認、提案者への質問とりまとめ
令和9年10月	第5回事業者選定委員会 提案者によるプレゼンの実施 事業者選定の審査
令和9年11月	落札者の決定及び公表 基本協定の締結、基本契約の締結、設計建設請負契約の仮契約締結
令和9年12月	〔議会〕設計建設請負本契約の締結 維持管理・運營業務委託契約の締結

想定する事業スケジュール

日程	内容
令和10年1月～令和11年度	設計業務
令和11年度～令和13年5月	建設業務
令和13年6月～令和13年8月	供用準備期間
令和13年9月	供用開始
令和28年度（予定）	維持管理・運營業務委託契約終了

10 打合せ協議

原則として月1回（延べ15回程度）の定例打合せを実施するものとする。定例打合せは、対面での実施を基本とするが、必要に応じてオンライン（Zoomを想定）での実施も可能とする。

11 貸与資料

本業務の履行に必要な当市所管の資料は、貸与するものとする。受託者は、借用後速やかに借用資料一覧表を作成して調査職員に提出しなければならない。

尚、貸与資料については、その重要性を認識して良識ある判断に基づき管理し、破損、紛失、盗難等の事故のないように取り扱うこととし、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

12 成果品

成果品は、PDF及び編集可能なデータを1部ずつと、印刷物（ファイル製本）5部とする。

13 その他

- (1) 受託者は、本事業に応募、又は参画しようとする事業者のコンサルタント等の業務を受託することは出来ない。
- (2) 受託者は、本事業に参画することは出来ない。
- (3) 受託者は、本市と適宜連絡を取り、本業務の進捗に支障が生じないようにすること。